

茅ヶ崎市

～幼児教育・保育無償化のご案内～

新制度移行幼稚園、私学助成幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、
一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病後児保育

1 子育てのための施設等利用給付認定について

【1】子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

認定区分	対象となる児童	保育の必要性	利用施設
新1号	満3歳～5歳児クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新2号	3歳児～5歳児クラスの児童	必要	●新制度移行幼稚園・私学助成幼稚園・認定こども園の預かり保育 ●認可外保育施設等※ ※認可外保育施設、病児病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの利用
新3号	0歳児～2歳児クラスの 市民税非課税世帯の児童		

【2】認定を受けるための保育を必要とする事由

新2号・新3号は、ご申請いただいた保護者いずれもの保育を必要とする事由に応じて「保育の必要性」を認定しており、認定後も「保育の必要性」が継続している必要があります。

就労事由の場合、月の就労実績が64時間に満たない月は認定の対象外となり、保育料（利用料）無償化の対象とはなりません。予めご承知おきください。

【3】現況確認

新2号・新3号の保育の必要性が継続されているかを確認するため、年に一度、保育を必要とする事由に応じた必要書類を提出していただきます。詳細については実施時期が決定次第、お知らせします。

※新1号認定の方は、現況確認は行いません。

【4】保育を必要とする事由ごとの注意事項及び提出書類

認定後に保育を必要とする事由の状況が変わった場合は、必ず以下の通り手続きをしてください。また、認定期間終了後に再認定を希望する場合は、改めて申請書等の提出が必要となります。

保育を必要とする事由	注意事項
就 労	提出した就労証明書の記載内容と異なる働き方になった場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。(転職、勤務地変更、雇用契約の更新など)
	<p>自営業(補助を含む)や代表者の方は、自営を証明する書類(写)を併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自 営：直近の確定申告書(税務署への提出日が分かるもの)、開業届(初年度のみ。税務署への提出日が分かるもの)、営業許可証(初年度のみ。自営代表者の記名があるもの) ■代表者：登記事項証明書等 ※会社の代表者氏名が分かるもの
就 労 ※きょうだいの 育児休業中	<p>認定期間は、育児休業取得対象児童が1歳になる日を含む月の月末までです。復職したら、「復職済証明書」を提出してください。</p> <p>ただし、育児休業取得対象児童が認可保育所等の入所申請をした結果、やむを得ず待機※となり、育児休業を延長することとなった場合は、最大2歳になる日を含む月の月末まで認定期間を延長することができます。該当することとなった場合は、保育課までご連絡ください。</p> <p>※「今すぐ入所を希望」したが待機になった場合</p>
求職活動	<p>認定期間は、認定開始日から60日を経過する日の属する月の末日までです。認定期間内に就労証明書の提出があった場合は、就労要件に切り替えて認定します。</p>
妊娠・出産	<p>申請時点では、出産予定日に基づいて認定期間を決定するため、出産日によって認定期間が変更になることがあります。市民課に出生届を提出する際は、必ず保育課窓口にもお立ち寄りください。</p>
疾病・障がい 看護・介護	<p>提出した診断書や手帳の内容に変更があった場合は、診断書や手帳の写し等を速やかに再提出してください。</p>
就 学 その他	<p>申請内容に変更があった場合は、保育課までご連絡ください。</p>

※ 育児休業中の方は、新規で新2号・新3号の認定を受けることはできません。

※ ひとり親世帯に該当する方は「ひとり親世帯に関する申立書」に証明書類を併せてご提出ください。

※ 申請書類・添付書類の様式は市役所保育課の窓口で配布しているほか、市HPからダウンロードすることもできます。



裏面もご覧ください

2 無償化の方法（手続き）について<新2号・新3号認定を受けた方>

【1】無償化分の保育料（利用料）の支払い、請求方法

① 市内の新制度移行幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料（現物給付）

預かり保育の利用料のうち、無償化対象額分の利用料のお支払いが不要になります。

無償化対象額を超えた分の利用料を施設に直接お支払いください。市への手続は不要です。

※茅ヶ崎松若こども園・松林こころえんは、②の償還払いとなります。

② 市外の新制度移行幼稚園・認定こども園、市内外の私学助成幼稚園の預かり保育の利用料、認可外保育施設等の利用料（償還払い）

保育料（利用料）の全額を施設へお支払いください。後日、保護者から保育課に無償化対象額分の利用料の請求をしていただきます。（1）～（3）参照

（1）請求先 茅ヶ崎市保育課窓口（原則郵送不可）

（2）必要書類

「ア」と「イ」の書類が必要です。

必要書類		記入者
ア	施設等利用費請求書（償還払い用）	保護者
イ	パターン1 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書	施設
	パターン2 (2点必要) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 特定子ども・子育て支援提供証明書	施設

※「ア」は市HPと保育課窓口で配布しています。

※複数のサービスを利用した場合は、そのサービス分全ての「イ」が必要です。

（3）請求期日

3ヶ月毎に請求の機会を設けますので、期日までに請求手続きをしてください。なお、締切日を過ぎても、利用日の2年後の同月末日まで申請可能です。

令和7年度	利用時期	申請締切日
第1期	令和7年4月～6月利用分	令和7年7月18日（金）
第2期	令和7年7月～9月利用分	令和7年10月20日（月）
第3期	令和7年10月～12月利用分	令和8年1月20日（火）
第4期	令和8年1月～3月利用分	令和8年4月20日（月）

複数の期の利用料をまとめて申請することも可能です。

【2】利用する施設・サービスの保育料（利用料）無償化対象施設の確認

利用する施設・サービスの保育料（利用料）が無償化の対象となるかは、事前に施設、または施設が所在する市区町村にご確認ください。本認定をもって、全てのサービスの保育料（利用料）が無償化となる訳ではありませんので、ご注意ください。

【3】新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園に在籍しながら、在籍施設の預かり保育と認可外保育施設等を併用利用している場合

在籍施設の預かり保育と認可外保育施設等のサービスを併用して利用している場合、無償化の対象となるのは、原則、在籍施設の預かり保育の利用分のみとなります。

ただし、在籍する施設の預かり保育の実施日数が一定の基準を満たさない場合は、認可外保育施設等のサービスの併用利用分も、無償化の対象となります。併用利用が無償化の対象になるかは在籍施設により異なります。市HPをご確認頂くか、在籍施設にお問い合わせください。

併用利用の場合、無償化上限額（月額）は、在籍施設の預かり保育利用分と認可外保育施設等の利用分を合計して11,300円（16,300円）までとなりますので、ご注意ください。

【4】無償化上限額（月額）について

認定区分	保育の必要性の認定	対象者	対象施設・サービス	無償化上限額
新1号	不要	3～5歳児クラス 満3歳クラスも対象	幼稚園（私学助成幼稚園）の教育時間	25,700円
新2号	必要	3～5歳児クラス	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の 預かり保育 ※1	11,300円※2
		満3歳クラスの市民税 非課税世帯		16,300円※2
新3号	必要	3～5歳児クラス	認可外保育施設等 ※3	37,000円
		0～2歳児クラスの 市民税非課税世帯	(認可外保育施設、一時預かり、 ファミリー・サポート・センター※4、 病児病後児保育)	42,000円

※1 預かり保育の実施日数や時間が十分でない場合は認可外保育施設等との併用が可能です。

※2 「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額11,300円（16,300円）」のうち一番小さい額が無償となります。

※3 対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。

※4 ファミリー・サポート・センターの「送迎のみの利用」は対象外です。

請求に必要な書類はこちら



【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市こども育成部保育課認定給付担当

所在地 〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7172（直通）